

兩人知て、後難のあらん事を怖れ、兩人密談し、明暦二年七月三日の夜、喜内勢州の寢所へ忍入、勢州を刺殺しぬ。自殺の躰にしなし披露せんと相談す。則同役中へ案内す。同役中被見届候所、右の手に脇刺を持、吭を切て死したれども、死後に爲持たる脇指ゆゑ、握るに非ず。同役中頗る不審に存、江戸への注進状は、

稻葉伊勢守事、夜前致亂心自害の由御座候。然共其儀實正難計奉存候間、追て承届注進可申上候。恐惶謹言。

七月四日

駿府在番中

御老中

則家來共不殘江戸へ召て、人々有吟味。喜内其夜主君を刺弑し、己が部舎へ歸る時茶堂に行逢たり。時に喜内かたびら血にそみたるを、その坊主見届たる故其段を申けり。稻葉美濃守正則宅へ、甚五左衛門、喜内兩人を召て拷問せるに、兩人共固く陳じ不白狀。則喜内が母を召出し、眼前にて種々に呵責す。喜内不堪悲痛便令白狀候。正則の家人黒田理左衛門、右の甚五左衛門を預り勤番せるが、閑落し見んと思ひ色々咄しの次手に、小聲に成て申けるは、此度の

事は貴殿と喜内の所爲に極り、已に喜内は白狀あり、貴殿も陳防に言葉あらじ。若延引あらば無罪の父母一族も、喜内母のごとく明日は呵責あるべき用意也。貴殿一人白狀あれば、多くの親類其難を遁るなどと告げければ、甚五左衛門も道理に折て、其夜の次第を物語し、萬事は黒田殿を頼入とぞ申ける。黒田其趣を正則へ申す。終に兩人の重罪相極り、兩人を稻葉權佐正休の邸へ引て往き、火刑に行ひけり。安藤甚五左衛門父は、改田圖書とて則正則の家人、七百石領し番頭也。兄は改田何右衛門とて、三百石領し足輕頭也。此兩人も甚五左衛門故に自殺せしめけり。何右衛門には男子三人あり、皆幼稚なれば首を刎たり。扱黒田理左衛門は、心を用て白狀させける賞として、新知百石給りけり。

一、堀田正盛諫書を捧げて幕議を受く

總州佐倉城主堀田加賀守正盛父惣左衛門正利は、中納言秀秋に仕へ五百石取。其別稱藤原守正盛。後家を立退候時、正利其別稱故に同く立退。其結春日島頭にて七百石に發召出。正盛は林とも稱す。八右衛門正成と云て、秀秋にては與力共四萬石也。正に五男女あり。一は與十郎正信、二は脇坂源州安元發子、中務少輔安吉是也。三は久太郎正俊、四は内記正英、五は虎之佐と云。正盛殉死の後因願十二萬石上野介壹萬石正盛後稱五千石内膳五千石佐之如此配分被仰付候。然所萬治三年十月八日、上野介正信居城佐

倉へ立退き、一通の諫書を調へ、保利肥後守・阿部豊後守迄持參、直に佐倉へ引退被申候。其諫書に云。

乍恐奉言上候

一、御當家へ奉對、私儀御奉公不奉申上候はで、不叶者の儀に候。第一親加賀守事、程も無御座御取立の者の儀に候所、大猷院様御代何の御別條無御座候に付、指たる御奉公も不申上、漸御他界の刻御供仕迄にて候。然上は私儀に御座候得ば、御爲の儀一人の様に朝暮片時も乍恐不奉忘罷在候。然所に御代に罷成、當年十一ヶ年にも及候へども、悪事は出来候へ共、萬事勇み候事は一つも無之候。就中天下の御仕置の様子考候に、萬人當年に至り致困窮、尤諸國共に民は勿論、牛馬等迄も疲果申候世間の様躰に候。此躰を考候へば、御代以後年寄共上様を守立奉る様も悪敷、年寄共不覺悟を以て加様に成行候。此段私申上候を、御不審に於被思召者、年寄共に恐れて不申上者は格別、御側衆・外様衆迄委細に御尋可被遊候。右の段申上候次第に御座候へば、色々心及程相考候得共、何共下より可仕様無之に付、御奉公不届の仁と討果

可申やと存候得共、一命を指上御爲宜様に存する上は、何とぞ此上にも御奉公に可罷成筋目も御座候様にと、私一分の名利をも存候て、一年々々と月日を打過申候。

一、當年に至り加様に存立候仔細は、古より天下持二十年御治候は、大猷院様の外無之様に承及候。左様に御座候得ば、御代も十ヶ年立申候。第一世間諸事悪敷儀も相つもる事に候。近き頃御不例の御様躰に御座候。然る上は御代萬ヶ年と奉祝儀に御座候得共、上下共に命は心に不任儀に候へば、若不慮に御他界被遊候共、古より年寄共、萬事被思召儘に不被遊候様に仕付候得者、一人とても御厚恩と存じ名利をも存じ、一年と可罷在者私察申に無御座候。然所若々存命に罷在候はゞ、御供可仕覺悟に候。然共考候へば、加賀守大猷院様の御供仕候を又候や私同様に御供申上候はゞ、御爲にも自分にも無詮事共に奉存候。唯今御年御二十に被爲成候て、時節も能候間、年寄歴々共悪事の次第をも御耳に相達し、御勘辨被遊候様に可申上と奉存、如此申候事。

一、大猷院様御他界の刻、上様へ御直に御意被遊候は、